

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う予報及び警報

#### 1 気象台(測候所)が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水又は津波のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

##### (1) 水防活動用警報等の種類

区 分	種 類	発 表 機 関	適 要
気 象 予 報 警 報 (水防法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項)	大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、津波注意報、津波警報	帯広測候所 (津波は気象庁)	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪 水 予 報 (水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項)	○○川洪水注意報 ○○川洪水警報	帯広開発建設部 十勝総合振興局 釧路地方気象台 (帯広測候所) (共同)	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 十勝総合振興局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

##### (2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された

気象警報		ときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大津波警報 (津波特別警報)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【大雨注意報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	6	72

【大雨警報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	13	119

【大雨特別警報の基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

## 【洪水注意報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域=20.9 途別川流域=10.7 旧途別川流域=6.4 糠内川流域=7 当縁川流域=13.8	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。

## 【洪水警報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域=26.2 途別川流域=13.4 旧途別川流域=8.1 糠内川流域=8.8 当縁川流域=17.3	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを意味する。

## 【津波警報・注意報等の種類】

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

- ・大津波警報：津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表
- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表
- ・津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

## 【大津波警報・津波警報・津波注意報の基準】

津波予報区	種類	発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
北海道太平洋沿岸中部	大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	

			5 m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

【津波情報】

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20 cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含め	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必

	て発表)	要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

## 2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

### (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

### (2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

### (3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

### (4) 記録的短時間大雨情報

府県予想区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

### (5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼びか

ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区气象台及び各地方气象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は土砂災害警戒情報の発表対象外）。

#### (6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

### 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

#### (1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

#### (2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

#### (3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

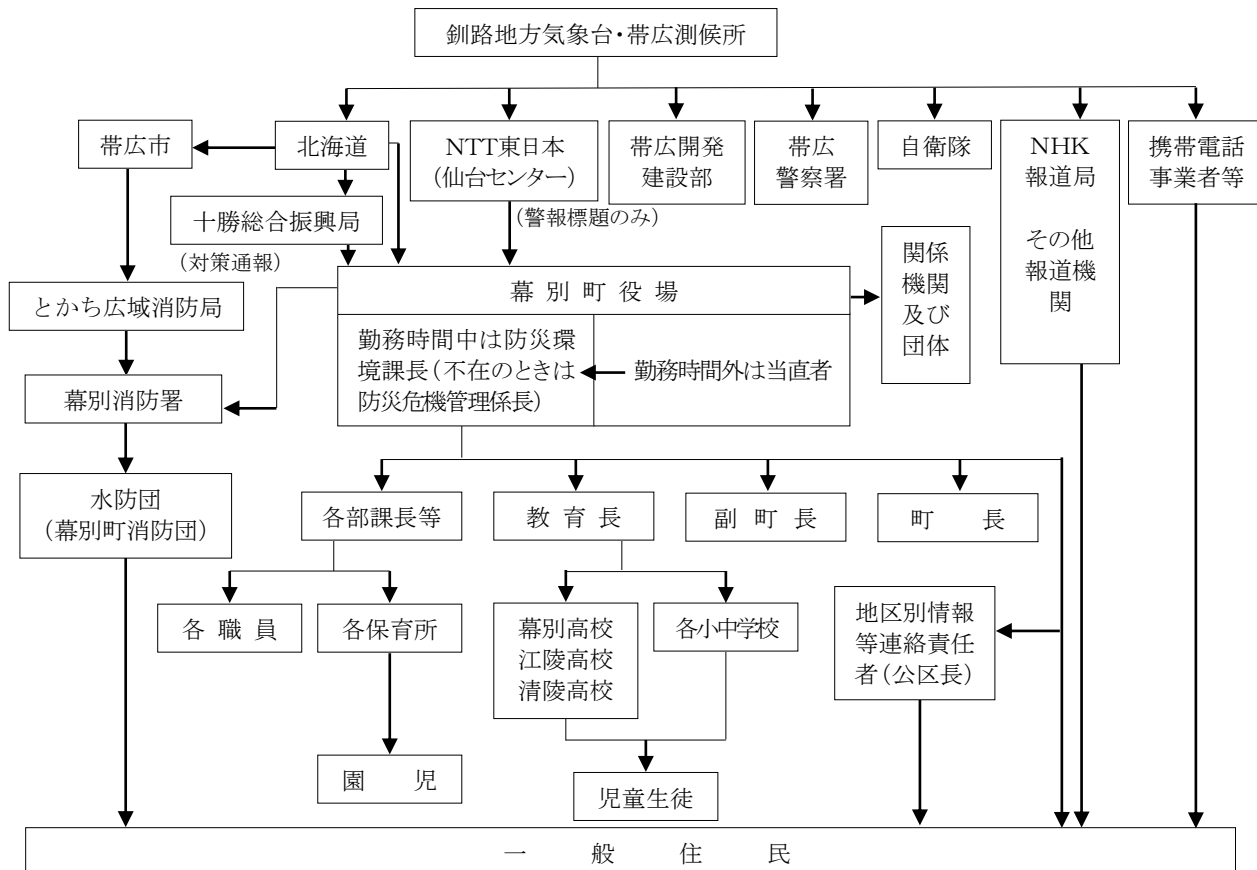
#### (4) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、

常時10分ごとに更新している。

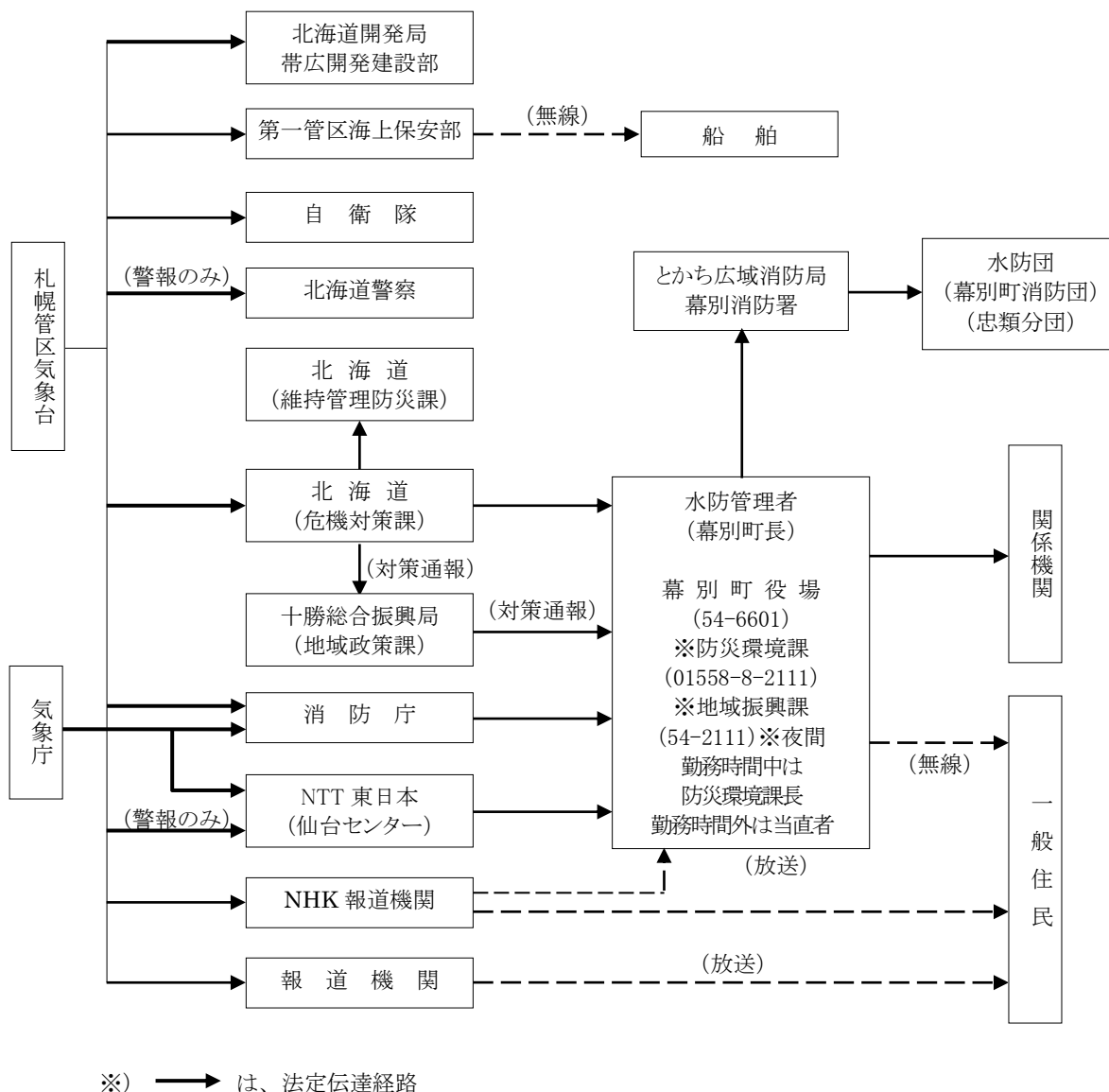
#### 4 警報等の伝達経路及び手段

(1) 洪水等の場合



(2) 津波の場合

図表4-1-2 津波警報等伝達系統図



## 第2節 洪水予報河川における洪水予報

### 1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。



洪水の危険度 レベル	洪水予報の 種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める 行動等
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生 (レベル5)	住民の避難完了
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位 (レベル4)に 到達	市町村は避難勧告 等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位 (レベル3)に 到達し、さらに 水位の上昇が 見込まれる場 合、あるいは一 定時間後に氾 濫危険水位(レ ベル4)に到達 することが見 込まれた場合	市町村は避難準 備・高齢者等避難 開始の発令を判断 住民は、氾濫に関 する情報に注意し 避難を判断
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位 (レベル2)に 到達し、さらに 水位の上昇が 見込まれる場 合	水防団出動
レベル1	(発表な し)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

## 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

### (1) 洪水予報を行う河川名、区域

指定河川		洪水予報区域	
水系	河川名		
十勝川	十勝川	左岸	上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで
		右岸	上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸	ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ

## (2) 洪水予報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北2丁目2-2地先）	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	38.26m
	札内川	第2大川橋（帯広市大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m

## (3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部 釧路地方気象台
札内川	帯広開発建設部 釧路地方気象台

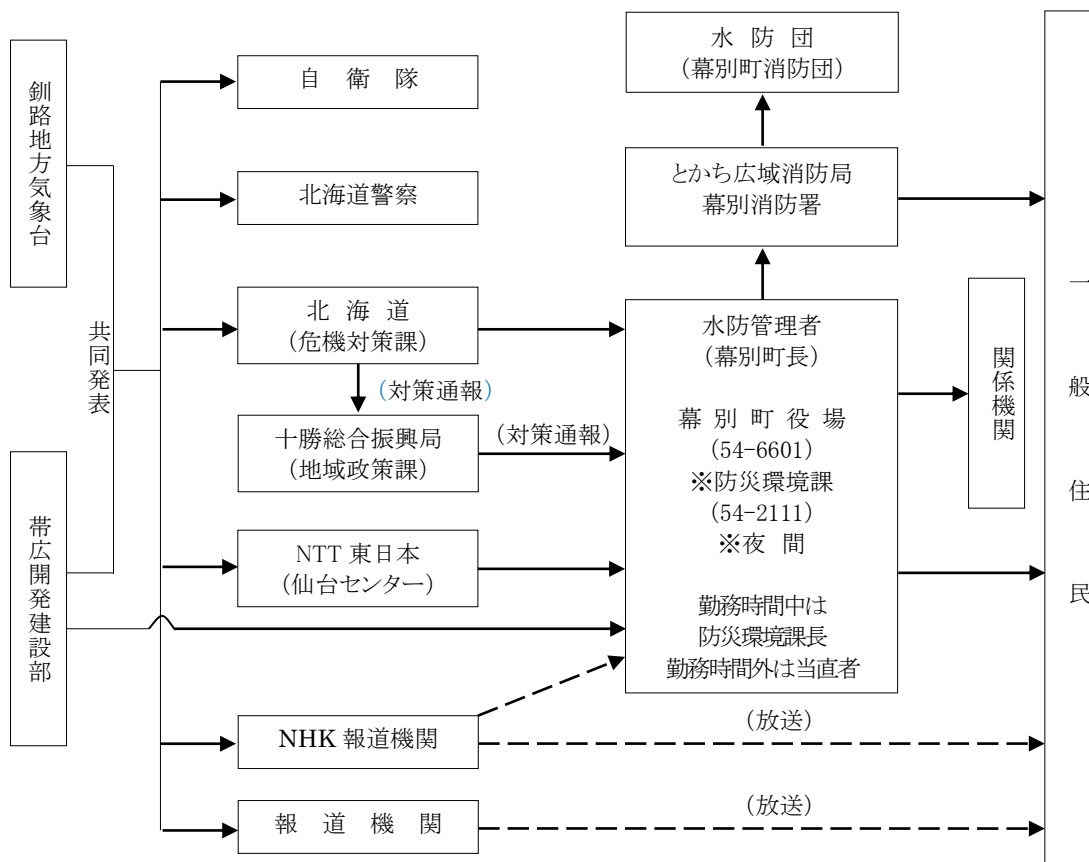
## (4) 浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
十勝川	北海道帯広市、上川郡清水町、上川郡新得町、河西郡芽室町、河東郡音更町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町
札内川	北海道帯広市、中川郡幕別町、河西郡中札内村

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-2-1 指定河川洪水予報の伝達系統図(十勝川・札内川)



### 第3節 水位周知河川における水位到達情報

#### 1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

洪水の危険度 レベル	洪水予報の 種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町・住民に求める 行動等
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生 (レベル5)	住民の避難完了
レベル4	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位	市町村は避難勧告

(危険)		(洪水特別警戒水位)		(レベル4)に到達	等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位 (レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれた場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し 避難を判断
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位 (レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

## 2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間	
水系	河川名		
十勝川	猿別川	左岸	中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	途別川	左岸	中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	猿別川	止若(本町 109 番地 1 地先)	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋(字千住 452 番地先)	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

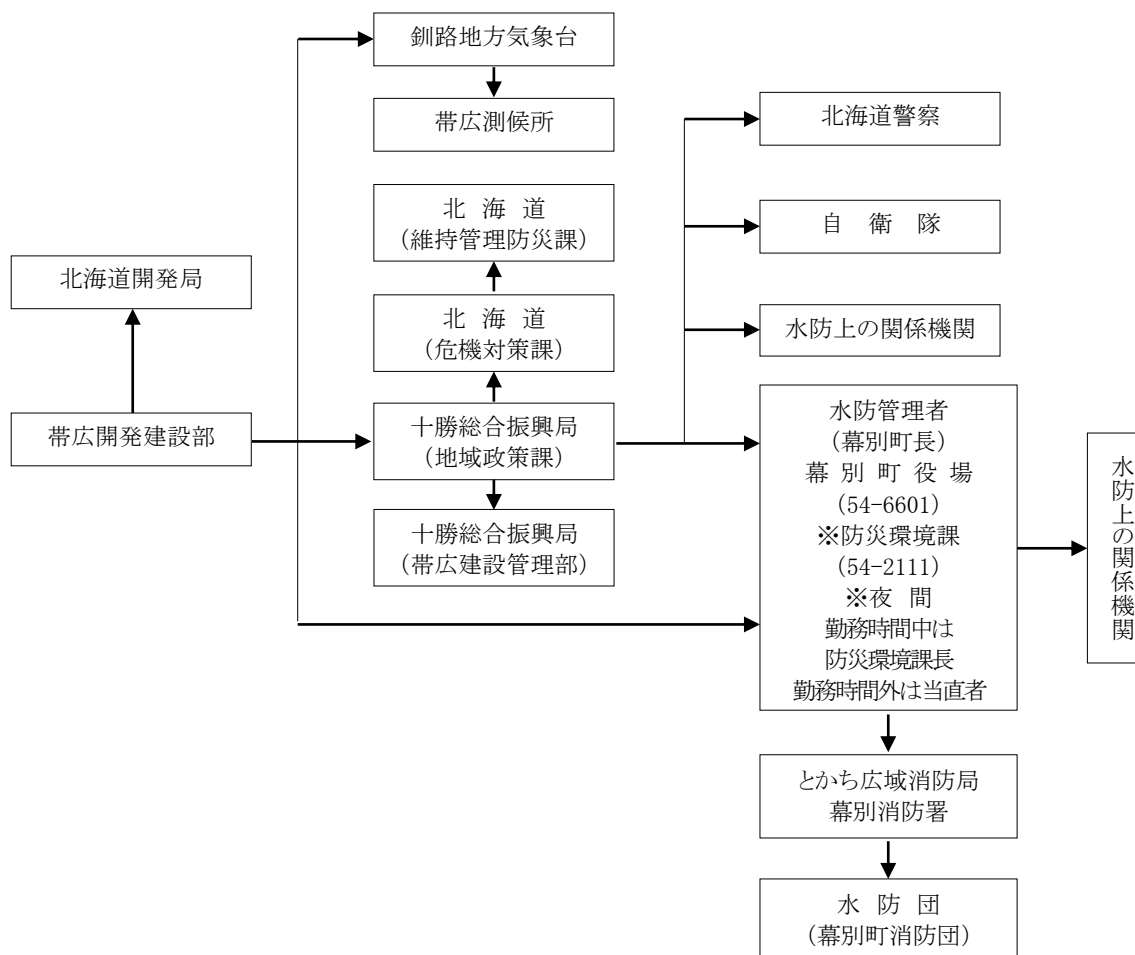
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
猿別川	中川郡幕別町、中川郡豊頃町
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-3-1 水位観測通報系統図



3 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間	
水系	河川名		
十勝川	途別川	左岸	中川郡幕別町字古舞6番地2地先の新生橋下流端から中川郡幕

		別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで
右岸		中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
北海道	途別川	途別川（字途別 130 番地先の河川敷）	46.25m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

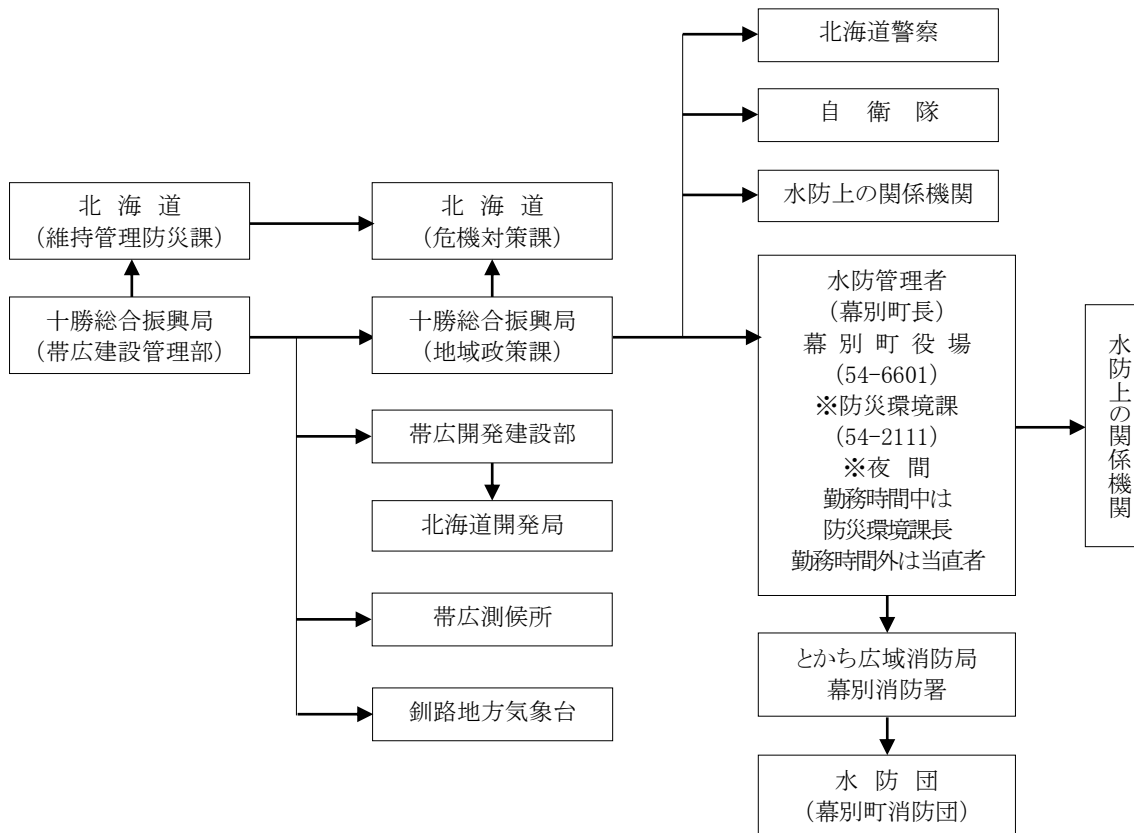
(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及びは、次のとおり。

図表4-3-2 水位観測通報系統図



## 第4節 水防警報

### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、 従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 2 洪水時の河川に関する水防警報

#### (1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

河川における水防警報 (対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川)

種 類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場	いずれかの水防警報基準水位観測所

	合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	で、水防団待機水位に達したとき。(氾濫注意水位に達するおそれがない場合を除く。) 気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、既に水防団待機水位に達し、今後、氾濫注意水位を超えると予想されるとき。雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（水があふれる）、漏水、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出動状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

### 3 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

指定河川		水防警報区域	
水系	河川名		
十勝川	十勝川	左岸	上川郡清水町字熊牛 38 番の 5 地先から海まで
		右岸	上川郡新得町字屈足東 2 線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸	ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	猿別川	左岸	中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ
	途別川	左岸	中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで
		右岸	左岸に同じ



(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北 2丁目2-2地先）	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	38.26m
	札内川	第2大川橋（帯広市 大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m
	猿別川	止若（本町109番地 先）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住12号橋（字千 住452番地先）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

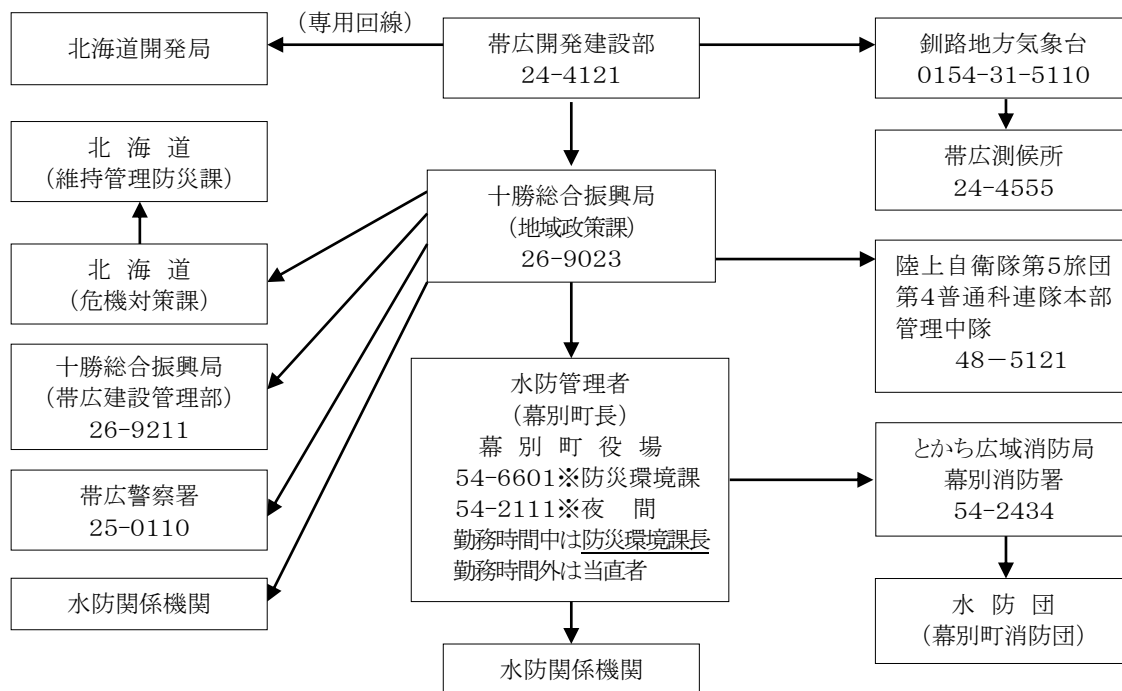
(3) 水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部
札内川	帯広開発建設部
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-1 国土交通省が行う水防警報伝達系統図



## 4 道が行う水防警報

### (1) 水防警報を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	途別川	左岸 中川郡幕別町字古舞 6 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 720 番地 2 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで 右岸 中川郡幕別町字古舞 15 番地 2 地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地 1 地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

### (2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団 待機水位	—	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
			—	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)	—
北海道	途別川	途別川(字途別 130 番地先の河川敷)	46.25m	46.56m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

### (3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図

